平成２４年（フ）第１２４号
北海道苫小牧市拓勇西町５丁目12番地の３
債務者　渡辺　麻美
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２３３号
秋田市保戸野千代田町７番31号
債務者　田口キミ子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４号
秋田市保戸野千代田町７番31号
債務者　田口　　忠
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２８号
山梨県南アルプス市吉田1199番地１
債務者　野田　久子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
三重県名張市東町1635番地１　槙谷マンション202号
債務者　浅石　幸枝
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第５７６号
兵庫県西宮市今津二葉町１番８―403号
債務者　松浦　昌子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目４番22号
債務者　原田　時光
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０１号
兵庫県尼崎市汐町３番地一富士荘101号
債務者　佐藤　成子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６号
徳島県三好郡東みよし町東山字光清112番地
債務者　新田かおる
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第８０号
福岡県直方市大字頓野1505番地11
債務者　佐竹　和浩
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第８１号
福岡県直方市大字頓野1505番地11
債務者　佐竹美和子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第８５号
福岡県直方市大字植木171番地
債務者　谷口千鶴代
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第８６号
福岡県直方市大字永満寺2536番地１　サンヒルズ福智山203号、前住所福岡県直方市大字植木171番地
債務者　月成　千絵
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第８８号
福岡県直方市大字上新入2259番地37
債務者　岡林　健二
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第９０号
福岡県直方市大字中泉1285番地１　市住1293号
債務者　花岡　真紀
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４０３号
北九州市八幡西区日吉台２丁目７番14号
債務者　吉川　和江
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７０号
福岡県遠賀郡芦屋町正門町７番３号
債務者　植木　明美
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６４８号
北九州市小倉北区黄金２丁目６番６―603号
債務者　岡村　繁見
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部